リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業

	事象あるいは事故	番号	事象あるいは事故の原因	措置等	義務負担者及び義務負担	旦あるいは相手方の権利
	7 % 00 00 10 7 10	ш.7	 	2000	市	<u>事業者</u>
	特定公園施設の整備費用増加	1	認定計画提出者の提案事業の見込み違いなど	コストの自己費用増額負担 自己費用の増加等が著しく、当初の事業計画遂行が困難な場合の事業続行・変更計画の提出と承認	承認•不承認権	<u>あり</u> 提出
			認定計画提出者に帰すべき事由がある場合	不承認の場合の措置	解除権	***************************************
				解除の場合の相手方費用・損害の負担(保証金の関係)	なし	負担あり及び保証金没収
		2	市に発生した事由により、市が当該施設等の政策を変更する合理的な理由がある場合(事業者の書かに帰すべき事中によるもの及び認定計画	整備事業に関する合理的範囲の変更指示 コストの自己費用増額負担	指示	応諾義務 あり
				自己費用の増加等が合理的な範囲を超えるなどして、著しく当初の事 業計画遂行が困難な場合の事業変更計画の提出と承認	承認•不承認権	提出
			除く)	不承認の場合の措置	解除権	解除権
				解除の場合の相手方費用・損害の負担(保証金の関係)	負担なし及び保証金返還	負担なし
			物価変動、金利変動などの経済変動、水道料金 等公共料金値上げ、税率変更その他法令変更 など、市及び認定計画提出者双方の責めに帰す べき事中が存在しない場合	コストの自己費用増額負担		あり
		3		自己費用の増加等が合理的な範囲を超えるなどして著しく、当初の事 業計画遂行が困難な場合の事業続行・変更計画の提出と承認	承認•不承認権	提出
				不承認の場合の措置	解除権	解除権
				解除の場合の相手方費用・損害の負担(保証金の関係)	負担なし及び保証金返還	負担なし
	工事期間中の地域住民への配慮・ 海水浴利用者への配慮、周辺環境 保全等	4	認定計画提出者の責めに帰すべき事由が存在 しない場合を含む	住民等への対応及び増加費用負担	対応方針協議	協議及び費用負担
		5	決定手続の遅延、許認可取得の遅延、資金不足、資材不足、人材不足あるいは建築瑕疵等建築計画の遅延が認定計画提出者側の事情による場合あるいは市議会の承認遅延(ただしその理由が認定計画提出者の属性あるいは認定計画提出者の事情による場合)など認定計画表に帰すべき	事業変更(延長)計画の提出と承認	承認•不承認権	提出
開業前 (現水族				コストの自己費用増額負担		あり
園、シー パル須磨				期間延長等に伴う相手方費用及び損害の負担	なし	あり
の指定管 理を除く)				不承認の場合の措置	全体解除権	
				解除の場合の相手方費用・損害の負担(保証金の関係)	なし	負担あり及び保証金没収
			ど市に帰すべき事由による場合(認定計画提出者の責めに帰すべき事由によるもの及び認定計画提出者に関連しない市議会の判断によるものを除く)	事業変更(延長)計画の提出と承認	提出	合理的範囲内の承認義務
				変更に伴うコストの自己費用増額負担		あり
				変更に伴う相手方費用・損害の負担	なし	なし
				計画変更が合理的範囲を超えるなど事業開始が著しく困難	全体解除権	全体解除権
				解除の場合の相手方費用・損害の負担(保証金の関係)	負担なし及び保証金返還	なし
		7	自然災害その他の市及び認定計画提出者双方に帰すべきではない事由による公募対象公園施設(建設中含む) の損傷等による場合	復旧計画あるいは事業変更計画等の提出と承認	承認•不承認権	提出
				コストの自己費用増額負担		負担あり
				施設の修復、再建築等の費用負担		修復等及び費用負担あり
				計画変更等に伴う相手方費用・損害の負担	なし	なし
				開始が著しく困難	全体解除権	全体解除権
				解除の場合の相手方費用・損害の負担(保証金関係)	負担なし及び保証金返還	負担なし
		8	自然災害その他の市及び認定計画提出者双方 の責めに帰すべきではない事由による場合(7を	事業変更計画等の提出と承認	提出と協議	提出と協議
				事業変更計画延期等に伴うコスト自己費用増額負担	負担あり	負担あり
				計画変更等に伴う相手方費用・損害の負担	なし	なし
				計画変更が合理的範囲を超えるなど事業開始が著しく困難	全体解除権	全体解除権
				解除の場合の相手方費用・損害の負担(保証金の関係)	負担なし及び保証金返還	負担なし

リスク分担表(別紙2) 須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業

	事象あるいは事故	番号	事象あるいは事故の原因	措置等	義務負担者及び義務負担あるいは相手方の権利 市 事業者	
				セルフモニタリング	検査権	
	会計・資産・事業のモニタリング	9	モニタリングの実施	市による監査	立入調査権及び費用負担	協力義務
			認定計画提出者の提案事業の見込み違いをは	コストの増加あるいは自己の損害の負担	立八崎直権及び資用負担	 負担あり
		10		自己費用の増加等が著しく、当初の事業計画遂行が困難な場合の事業変更計画の提出と承認	承認·不承認権	提出
			じめ認定計画提出者に帰すべき事由による場合	不承認の場合の措置	解除権	
			l l	解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
			市の政策変更あるいは当該施設等事業にのみ	コストの増加あるいは自己の損害の負担		あり
		11		コストの増加等が著しく、当初の事業計画遂行が困難な場合の変更計 画の提出と承認	承認·不承認権	提出
			よる場合	不承認の場合の措置	解除権	解除権
			,	解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	なし
				復旧計画の提出及び応諾	提出	応諾義務
			自然災害その他の事情のうち市及び認定計画 提出者双方の責めに帰すべき事由が存在しない 事由により特定公園施設が損傷を受けたことの 影響による場合	コストの増加あるいは自己の損害の負担	特定公園施設の復旧費用負	応急対応費用負担
	利用者の減少等による収入計画と			復旧に伴う使用制限計画提出及び合理的な範囲内の自己増額費用 負担	計画提出及び負担あり	応諾義務及び負担あり
	のずれなどによる認定計画提出者 の収益悪化など事業継続困難	12		合理的な範囲を超えた自己費用の増額負担	協議	協議
	の牧血芯しなと事未修成凶無			合理的な範囲を超える費用負担等により一部あるいは全部の事業続 行が不能の場合	解除権(一部または全部)	解除権(一部または全部)
					なし	なし
			自然災害その他の事情のうち市及び認定計画 提出者双方の責めに帰すべき事由が存在しない 事由により公募対象公園施設が損傷を受けたこと との影響による場合	コストの増加あるいは損害の負担		 あり
事業期間		13		コストの増加等が著しく事業計画遂行が困難な場合の変更計画の提 出及び承認	承認•不承認権	提出
				 不承認の場合の措置	解除権	解除権
				解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	なし
		14	など、印及び認定計画提出有及力の負別に帰り べき事由が存在しない場合(12, 13を除く)	コストの増加あるいは損害の負担		負担あり
				コストの増加等が著しく事業計画遂行が困難な場合の変更計画の提 出及び承認	承認·不承認権	提出
				不承認の場合の措置	解除権	
				解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
	事業の停止		認定計画提出者の経営困難、著しい信用悪化、 民事再生手続開始申立てあるいはそれに準ずる 手続の開始など	再建(後継者選任含む)あるいは再生・変更計画等の提出と承認	承認•不承認権	提出
		15		不承認の場合	解除権	
				解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
	利用客等の生命身体あるいは財産 に対する損害発生等の事故		施設・設備の設置あるいは保存に関して発生した場合(自然災害等不可抗力による場合も含む)	応急対応	公園施設(指定管理施設)については別表のとおり	対応義務
		16		第三者(被害者等)への対応及び損害賠償	公園施設(指定管理施設)については別表のとおり	対応義務及び負担
				施設の復旧までの期間における自己費用の増加・損害の負担	公園施設(指定管理施設)については別表のとおり	負担あり
	周辺地域・地域住民・利用者への 対応	17	認定計画提出者による事業運営(植栽計画等を含む)に起因して発生した場合	苦情、要望などの対応	公園施設(指定管理施設)については別表のとおり	対応義務
		18	市に起因して発生した場合	苦情、要望などの対応	対応義務	協力義務
				苦情、要望などの対応並びに住民避難場所としての施設提供	公園施設(指定管理施設)については別表のとおり	対応義務及び費用負担あり
		20	個人情報の漏えい等による場合	事後措置及び損害賠償等の負担	なし	措置義務及び負担あり
事業終了	解体工事等の原状回復費用の増加等の弗田増加	21	経済変動等不可抗力を含むすべての場合	増加費用負担		<u> あり</u>
	加等の費用増加	22	引継ぎ作業の増加等に起因する場合	増加費用負担		あり
	原状回復工事等の遅延による明渡 時期遅延	23	経済変動等不可抗力を含むすべての場合	相手方の損害負担		あり

リスク分担表(別紙2) 神戸市立須磨海浜水族園 指定管理業務

	事象あるいは事故	事象あるいは事故の原因	措置等	義務負担者及び義務負担あるいは相手方の権利	
	事外の心(18 事以				事業者
	会計・資産・事業のモニタリング	モニタリングの費用負担	セルフモニタリング 市による監査	<u>検査権</u> 費用負担	実施義務及び費用負担 協力義務
		指定管理者の提案の見込み違いなど指定管 理者に帰すべき事由の場合	費用負担	なし	負担
		水族生物の死亡あるいは標本等の損傷等による場合	水族園における展示物の変更等	なし	負担
		当該施設等事業にのみ適用される法令の変更		なし	あり
	収入・支出計画とのずれによる指定管理者	(税率変更を除く)あるいは条例の変更などの 事情による場合	コストの増加等が著しく、当初の事業計画遂行が 困難な場合の事業続行・変更計画(指定管理料 の増額等を含む)の提出と承認	承認•不承認権	提出
	の収益悪化など		不承認の場合の措置	解除権(指定取消)	
			解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
		物価変動、金利変動などの経済変動、水道料	コストの増加あるいは損害の負担	なし	あり
		金等公共料金値上げ、税率変更など市及び指定管理者双方の責めに帰すべき事由が存在し	コストの増加等が著しく事業計画遂行が困難な場合の事業続行・変更計画の提出と承認	承認•不承認権	提出
		ない場合	不承認の場合の措置	解除権(指定取消)	
			解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		10.11	あり
			復旧計画等の提出と応諾	提出	応諾
	施設・設備の個別損傷	の責めに帰すべき事由がない場合	復旧計画等の提出及びその自己費用負担	あり	なし
			復旧計画が合理的な範囲を超え指定管理が著し く困難	解除権	
			解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	なし
	指定管理事業の停止	指定管理者の経営困難、著しい信用悪化、民 事再生手続開始申立てなど法的手続申立てあ るいはそれに準ずる手続の開始など	再建あるいは再生・続行計画等の提出と承認	承認•不承認権	提出
事業期間			不承認の場合の措置	解除権(指定取消)	
			解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
		指定管理者の破産等の申立て等による場合	対応措置	解除権(指定取消)	
			解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
		合		1+=¥	対応義務
			復旧工事等及び続行計画の提出	協議	提出
			続行計画による事業停止期間の収入減少負担	なし 一切の (北京原語)	ある
			全体事業の続行が著しく困難な場合 相手方の費用・損害負担	解除権(指定取消)	<i>+</i> >1
			位于力の賃用・損害負担	<u>なし</u> なし	なし 対応義務
	利用客等の生命身体あるいは財産等に対		第三者への損害賠償及び関係者への対応	なし	対応義務 賠償及び費用負担(ただし、 国家賠償法に基づく求償権を 市が行使する場合も含む)
	する損害発生等の事故	施設・設備自体の瑕疵に起因して発生した場合	応急対応	協議	対応義務
			第三者への損害賠償及び関係者への対応	賠償及び費用負担	なし
		自然災害その他の事情による場合	応急対応	協議	対応義務
	周辺地域・地域住民・利用者への対応	指定管理者による管理方法等に起因して発生 した場合	苦情、要望などの対応及び自己費用増加負担		対応及び負担
		自然災害発生等不可抗力によって発生した場合	応急対応 合理的期間を超えた避難場所としての施設提供	走 D A ID	対応義務
			の費用増加負担	費用負担 ————————————————————————————————————	
		個人情報の漏えい等による場合	事後措置及び損害賠償等の負担	なし	措置義務及び負担あり

リスク分担表(別紙2) 神戸市立国民宿舎須磨荘 指定管理業務

		事象あるいは事故の原因	措置等	義務負担者及び義務負担あるいは相手方の権利	
	事象あるいは事故	世外ののいは 学成の 原内		市	事業者
	会計・資産・事業のモニタリング	 モニタリングの費用負担	セルフモニタリング	検査権	実施義務及び費用負担
	211 202 1300 2 3323		市による監査	費用負担	協力義務
		指定管理者の提案の見込み違いなど指定管理者に 帰すべき事由の場合	費用負担	なし	負担
			コストの増加あるいは損害の負担	なし	あり
	収入・支出計画とのずれによる指定管理者	率変更を除く)あるいは条例の変更などの事情によ	コストの増加等が著しく、当初の事業計画遂行が困 難な場合の事業続行・変更計画の提出と承認	承認•不承認権	提出
			不承認の場合の措置	解除権(指定取消)	
(の収益悪化など		解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
			コストの増加あるいは損害の負担	なし	あり
		公共料金値上げ、税率変更など市及び指定管理者	コストの増加等が著しく事業計画遂行が困難な場合 の事業続行・変更計画の提出と承認	承認•不承認権	提出
		双方の責めに帰すべき事由が存在しない場合	不承認の場合の措置	解除権(指定取消)	
l L			解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
1 [指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	施設の復旧計画提出及び復旧費用負担		あり
			復旧計画等の提出と応諾	提出	応諾
1	施設・設備の個別損傷	自然災害その他の事情によるなど指定管理者の責	復旧計画等の提出及びその自己費用負担	あり	なし
ľ		めに帰すべき事由がない場合	復旧計画が合理的な範囲を超え指定管理が著しく 困難	解除権	
-			解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	なし
		指定管理者の経営困難、著しい信用悪化、民事再 生手続開始申立てなど法的手続申立てあるいはそ れに準ずる手続の開始など	再建あるいは再生・続行計画等の提出と承認	承認•不承認権	提出
+ ** +0 88]		不承認の場合の措置	解除権(指定取消)	
事業期間			解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
		指定管理者の破産等の申立て等による場合	対応措置	解除権(指定取消)	
;	指定管理事業の停止		解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
		自然災害その他の事情による施設の損傷等により 指定管理事業の存続が不可能となった場合	応急対応		対応義務
			復旧工事等及び続行計画の提出	協議	提出
			続行計画による事業停止期間の収入減少負担	なし	ある
			全体事業の続行が著しく困難な場合	解除権(指定取消)	
-			相手方の費用・損害負担	なし	なし
	利用客等の生命身体あるいは財産等に対 する損害発生等の事故	施設・設備の管理等指定管理者の責に帰すべき事由に起因して発生した場合	応急対応	なし	対応義務
			第三者への損害賠償及び関係者への対応	なし	賠償及び費用負担(ただし、国 家賠償法に基づく求償権を市 が行使する場合も含む)
		施設・設備自体の瑕疵に起因して発生した場合	応急対応	協議	対応義務
			第三者への損害賠償及び関係者への対応	賠償及び費用負担	なし
		 自然災害その他の事情による場合	応急対応	協議	対応義務
	周辺地域・地域住民・利用者への対応	指定管理者による管理方法等に起因して発生した場合	苦情、要望などの対応及び自己費用増加負担	1222 HTA	対応及び負担
		自然災害発生等不可抗力によって発生した場合	応急対応		対応義務
			合理的期間を超えた避難場所としての施設提供の 費用増加負担	費用負担	アリアの一般なりが
		 個人情報の漏えい等による場合	事後措置及び損害賠償等の負担	 なし	措置義務及び負担あり

リスク分担表(別紙2) 海浜公園 指定管理業務

	東免なるい仕事故	事象あるいは事故の原因	措置等	義務負担者及び義務負担あるいは相手方の権利	
	事象あるいは事故			市	事業者
	会計・資産・事業のモニタリング	モニタリングの費用負担	セルフモニタリング	検査権	実施義務及び費用負担
			市による監査	費用負担	協力義務
		指定管理者者の提案の見込み違いなど指定管 理者に帰すべき事由の場合	事業継続措置		負担
			コストの増加あるいは損害の負担	なし	あり
	収入・支出計画とのずれによる指定管理者 の収益悪化など	(税率変更を除く)あるいは条例の変更などの事情による場合	コストの増加等が著しく、当初の事業計画遂行が困 難な場合の事業続行・変更計画の提出と承認	承認•不承認権	提出
				解除権(指定取消)	
	の牧童志记など		解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
		地方本科 人口本科人じの欠文本科 小学収入	コストの増加あるいは損害の負担	なし	あり
		物価変動、金利変動などの経済変動、水道料金	コストの増加等が著しく事業計画遂行が困難な場		
		等公共料金値上げ、税率変更など市及び指定 管理者双方の責めに帰すべき事由が存在しな	合の事業続行・変更計画の提出と承認	承認•不承認権	提出
			不承認の場合の措置	解除権(指定取消)	
		い場合	解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	施設の復旧計画提出及び復旧費用負担		あり
			公園復旧計画等の提出と応諾	提出	応諾
	指定管理施設の個別損傷	 自然災害その他の事情によるなど指定管理者	復旧計画等の提出及びその自己費用負担	あり	なし
	旧た日生心改の個別识例	の責めに帰すべき事由がない場合	復旧計画が合理的な範囲を超え指定管理が著しく 困難	解除権	
			解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	なし
		指定管理者の経営困難、著しい信用悪化、民事	再建あるいは再生・続行計画等の提出と承認	承認•不承認権	提出
事業期間		再生手続開始申立てなど法的手続申立てある いはそれに準ずる手続の開始など	不承認の場合の措置	解除権(指定取消)	
	指定管理事業の停止		解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
		旧た官は白の吸性寺の中立し寺による場合	対応措置	解除権(指定取消)	
			解除の場合の相手方費用・損害の負担	なし	あり
		自然災害その他の事情により特定公園施設の 損傷等により指定管理事業の存続が不可能と なった場合	応急対応措置	施設の応急復旧措置	
			復旧工事等及び続行計画の提出	協議	提出
			続行計画による事業停止期間の収入減少負担	なし	あり
			指定管理の続行が著しく困難な場合	解除権(指定取消)	
			相手方の費用・損害負担	なし	なし
]]	利用客等の生命身体あるいは財産等に対する損害発生等の事故	施設・設備の管理等指定管理者の責に帰すべ	応急対応	なし	対応義務
			第三者への損害賠償及び関係者への対応	なし	賠償及び費用負担(ただし、国家賠償法に基づく求償権を市が行使する場合も含む)
]]			応急対応	協議	対応義務
			第三者への損害賠償及び関係者への対応	賠償及び費用負担	なし
			応急対応	協議	対応義務
		指定管理者による管理方法等に起因して発生し た場合	苦情、要望などの対応及び自己費用増加負担		対応及び負担
		自然災害発生等不可抗力によって発生した場合	住民避難場所としての施設提供		対応及び負担
	周辺地域・地域住民・利用者への対応		合理的期間を超えた避難場所としての施設提供の 費用増加負担	費用負担	
				4-1	<u> </u>
		個人情報の漏えい等による場合	損害賠償等の負担	なし	あり